

# 障害福祉サービス等の係る質の向上に向けた取り組みについて

## 1 就労継続支援B型における新規事業者指定の一時停止等

### (1) 現状

- 就労継続支援B型事業所が急増する中、利用者確保を目的に、軽易な生産活動や、過大な工賃設定、利益供与等で利用者を誘引又は囲い込みするなど不適切な事業者が散見される。
- 訓練等給付費の不正請求等により指定取消処分に至る重大事案も生じており、障がいのある方への就労支援の質を確保できる体制整備は喫緊の課題となっている。

### (2) 新規事業者指定の一時停止

- 「さっぽろ障がい者プラン」の計画見込量を供給量が上回っているため、令和8年1月1日から原則、新規指定を停止した。

	事業所数	計画見込量	供給量	利用量
令和6年3月	577	148,750	255,391	192,891
令和7年3月	656	228,843	288,948	224,180
令和8年3月(想定)	729	252,991	321,249	247,836

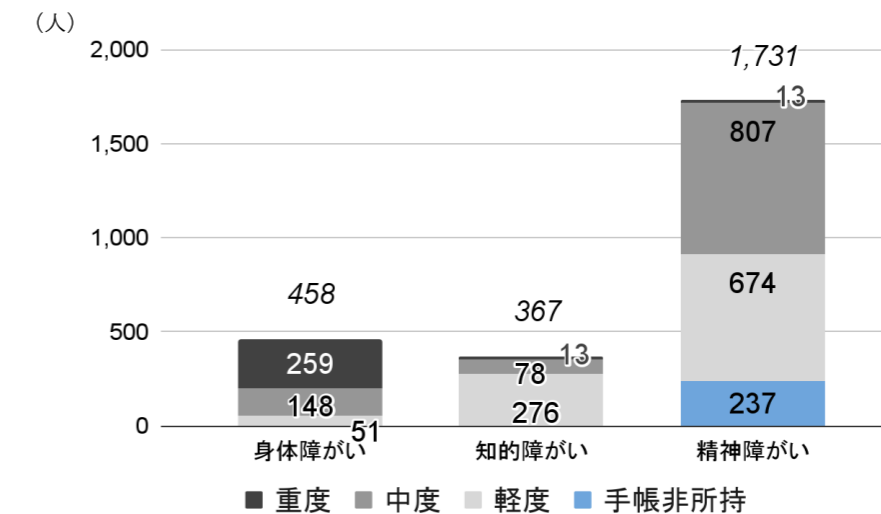
### (3) 新規事業者指定の再開に向けての方針

- 令和9年度に一部改定予定の「さっぽろ障がい者プラン」における利用見込量と供給量を勘案しつつ、随時状況を精査して再開の必要性や時期を判断する。
- 再開後の新規指定に当たっては、国ガイドライン(R7.11.28付け通知)で示す生産活動の適切性や地域ニーズなどを踏まえ、外部有識者を含む選定委員会の設置を検討。
- 新規指定の観点としては、国ガイドラインを踏まえ、支援内容や生産活動、法人理念、地域ニーズなど含めて今後検討する。
- 自立支援協議会就労支援推進部会とも連携し、札幌市独自のガイドラインの令和8年度中策定を目指し、既存事業者に対しても適正な事業所運営を促す。

### (4) 既存事業者に対する取組

- 就労継続支援では原則対面での支援によって具体的な生産活動があり、また、当該生産活動により就労に必要な能力向上が見込まれることや、安定した収入、その地域のニーズを踏まえた業務内容などが必要とされている。
  - また、年々増加している在宅利用時の支援については、希望する者であっても、当該支援による効果が認められると市町村が判断した場合に限って認められているところ。
  - そのため、不適切なサービスの提供及び利用を防止する観点として以下に取り組む。
    - ・利用者に対する啓発強化(資料新設、配布)
    - ・在宅利用時に市として支援効果が認められると判断するための届出内容の見直し
- 例:原則対面とされていることから、各事業所における適正な在宅就労利用割合の設定  
特に利用者数の多い精神障がいにおいて適切な支援を確保するための考え方の明示  
不適切な生産活動や、意思決定を歪めかねない誘因行為の禁止 等

(参考)在宅利用時の支援における障がい種別ごとの利用延べ人数(令和7年5月提供分)



## 2 指定障害児通所支援事業所の選定による指定制度

### (1) 令和7年度の結果

- 令和7年度から、障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス)事業者の新規指定に当たり、市独自に選定委員会を設け、高い質の支援が期待できる事業者を募集・選定する制度を導入。
- 選定委員会は、外部有識者(大学教授、相談室、事業者、保育園関係者)を中心に構成。
- 令和7年度は9事業所を募集。10事業所応募のうち、6事業所を選定した。

### (2) 定員の増加に係る指定変更の一時停止

- 既存事業所の定員の増加は選定対象外としていたが、選定を忌避するための手段として定員を増加するための指定変更申請を行ったと疑われる事例が複数認められた。
- 供給量がプランで定める利用見込量を上回っているため、令和8年4月1日以降、切実な支援ニーズを有する重心、医ケア児を支援する事業所を除き、当面、定員の増加に係る指定変更は停止。
- 単位の増(既存事業所の同一建物に新たに事業所を開設すること)についても、上記選定制度の対象とし、支援の質等を審査する方向。
- 当該指定変更の再開に当たっては、自立支援協議会子ども部会等と連携し、地域ニーズを踏まえた要件を検討する。

### (3) 今後の方針

- 選定した事業所には、児童発達支援センター研修への出席を義務付け、他事業所との交流、地域への定着等を促していく。
- 令和8年度も引き続き当該制度を継続し、利用の推計値に合わせて若干数を選定する方向で検討。
- 令和8年度は、応募事業者との面談も行い、支援の姿勢、職員教育の実績、地域連携、実施している支援の内容等を直接聴取し、事業者の理解度、実績等を評価することも検討する。